

1 勤続 5 年 以上 ハ / 7 月 3 増ス 如ク 日 限 / 日 有リ
 2 加算ス

但ニ 離職 命令ヲ 受ケタニ 場合ハ 特別 手 巻トシテ

勤続 / 7 年 未満者ハ 日 限 三 7 月 満 / 7 年 以上 勤続

7 月 3 増ス 毎 日 限 五 6 分 加算ス

如キ 者 手 巻 也 シ 又 シ

如ニ 条 條 迄 手 巻 1 件

俸 給 手 巻 方 3 / 7 月 2 回ニ 也 シ 又

如ク 如ク 改正 也 シ 又

5 戸 手 巻 出 勤 手 巻 1 件